

山形大学地域教育文化学部学友会会則

第1章 総則

(設置)

第1条 山形大学地域教育文化学部(以下「学部」という。)に、山形大学地域教育文化学部学友会(以下「学友会」という。)を置く。

(趣旨)

第2条 学友会は、学部及び学科・コース並びに養護教諭特別別科の行事を通じて、会員相互の理解と親睦を深め、大学生活を充実させることを目的とする。

(組織)

第3条 学友会は、次に掲げる学生で組織する。

- (1) 学部在籍の者
- (2) 養護教諭特別別科在籍の者

第4条 学友会員は、次に掲げる権利と義務を有する。

- (1) 学友会のすべての活動に自由に参加し、かつ意見を述べること。
- (2) 学友会の各組織の決定に従うこと。
- (3) 学友会の入会金及び会費を納めること。

第5条 会員にして会員の義務を怠り、若しくは学友会の名誉を著しく傷つけた者は、代議委員会の決議に基づき、会員としての一切の権利を消失する。

第6条 学友会に、最高顧問並びに顧問を置く。最高顧問は学部長、顧問は地域教育文化学部専任教員をもって充てる。

第2章 学友会の委員会

(設置)

第7条 学友会に、第2条に規定する目的達成のため、次に掲げる委員会を置く。

- (1) 代議委員会
- (2) 会計委員会
- (3) 会計監査委員会
- (4) 選挙管理委員会
- (5) 各種委員会

(代議委員会の所掌事項)

第8条 代議委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 会則に関する事項
- (2) 予算に関する事項
- (3) 運営に関する事項
- (4) 各学科・コース、各委員会から提出された事項
- (5) 会員の賞罰に関する事項
- (6) その他必要な事項

2 代議委員会は、原則として毎年4月に当年度の予算案を作成しなければならない。

3 学友会の予算は、第2条の目的達成のために執行する。ただし、飲み会等への執行は認めない。

(組織)

第9条 代議委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 児童教育コースから選出された者 5人
- (2) (1)を除く地域教育文化学科各コースから選出された者 各2人
- (3) 養護教諭特別別科から選出された者 1人

2 代議委員は、その他役員を兼ねる事を妨げない。

(委員の任期)

第10条 前条第1項第1号、第2号に掲げる委員の任期は、4月1日より翌年3月末日までとする。

2 前条第1項第3号に掲げる委員の任期は、入学時から翌年3月末日までとする。

第11条 代議委員の改選は、原則として前年度2月に行うものとする。

(委員長及び副委員長)

第12条 代議委員会に委員長を置き、第9条に掲げる委員の中から委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 代議委員会に、副委員長を置き、第9条に掲げる委員の中から委員の互選によってこれを定める。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行する。

(会議の開催)

第13条 委員会は、委員長が招集し、毎月1回開催するものとする。ただし、委員長が必要と認めるときは、この限りではない。

2 委員長は、構成員の5分の1以上の者から議題を示し委員会の開催の要求があったときは、臨時に開催しなければならない。

第14条 代議委員会は、最高決議機関とする。代議委員会は代議委員数の過半数をもって成立し、出席者の過半数の同意をもって決する。

2 前項の決定を行ったときは、速やかに会員に周知しなければならない。

3 前項の周知を受けた会員の20分の1の者が、異議を申し立てたときは、委員長は速やかに代議委員会を開催し、審議しなければならない。

第15条 委員に事故があるとき、代理の者を出席させることができる。

(会計委員会の所掌事項)

第16条 会計委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 予算案作成に関すること。
- (2) 最高顧問、顧問(会計委員会)及び学部事務員(会計担当)は、予算執行の承認を行う。
- (3) その他、会計全般に関すること。

(会計委員会の組織)

第17条 会計委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 代議委員長代議委員会から選出された会計委員 2名
- (2) 顧問 1名学部
- (3) 事務員(会計担当)

(会計監査委員会の所掌事項)

第18条 会計監査委員会は、半期ごとに会計監査を行い、代議委員会に監査結果を報告しなければならない。

(会計監査委員会の組織)

第19条 会計監査委員会は、代議委員会直属の監査機関とし、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 代議委員副委員長
- (2) 代議委員会から選出された会計監査委員 2名
- (3) 顧問 1名

(選挙管理委員会)

第20条 代議委員長等を選出するときは、必要に応じて選挙管理委員会を組織する。

2 選挙管理委員会は、3名で組織し、代議委員会委員の互選によりこれを定める。

(各種委員会)

第21条 代議委員会は必要に応じて各種委員会をおくことができる。各委員会は代議委員と若干名の会員をもって組織し、委員の互選により委員長を選出しなければならない。

第3章 学友会の予算

第22条 学友会の予算は、会員の納入する入会金、会費、寄付金、その他の経費をもって充てる。

第23条 学友会の入会金及び会費は次のとおりとする。

- (1) 入会金 200円
- (2) 会費 年額 1,250円

2 会員は、入学時に前項第1号に掲げる入会金と前項第2号に掲げる4年分の会費を納めなければならない。ただし、養護教諭特別料の学生は、前項第1号及び前項第2号の会費を納めるものとする。

第24条 学友会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末に終わる。

第4章 改正

第25条 学友会会則の改正は、代議委員会の議を経て、行わなければならない。

(附 則)

- 1 この会則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 旧教育学部学友会の財産は、本会が継承する。
- 3 平成16年度以前に山形大学教育学部に入学した学生は、第2条に定める趣旨の学部及び専攻・コースの行事を行うときは、この会則を適用する。
- 4 前条において、会則第9条を適用するときは、代議委員会は各専攻・コースから選出された者各1名で組織するものとする。

(附 則)

この会則は、平成26年4月1日から施行する。